



平成31年度(令和元年度) 練馬区立開進第二中学校 学校経営計画の概要

校長 指田 和浩

*詳細につきましては、開進第二中学校のホームページをご覧ください。

1 前文

2020年度から実施される次期学習指導要領総則には、次のように示されています。「今の子供たちが、成人として社会で活躍する頃には、我が国は激しい挑戦の時代を迎えていると予想される。(中略)また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。」

さて、生産者年齢人口の減少や絶え間ない技術革新等により、10年後、20年後の日本は、現在の社会構造や職業の在り方が想定できないほど大きく変化するのではないかとされています。

私は、子供たちが、そのような時代をたくましく生きていくためには、どのような資質・能力を身に付けていくことが大切なのか、今からその実現に向けて取り組んでいかなければならないと考えています。

本校には、「自立」「勤労」「協調」という教育目標があります。次期学習指導要領に示されている各教科等で身に付けるべき資質・能力を明確にし本教育目標を実現させていくことで、子供たちが予測困難な時代をたくましく生きていくための土台ができるのではないかと思います。

具体的には、子供たちの学力を向上させるため、従来の指導法に加え、「主体的・対話的で深い学びの実現」という新たな視点に立った授業改善を進めていくとともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」の授業を確実に実施いたします。

また、本校では、昭和47年から東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の指定を受け、重点的に人権教育に取り組んできました。世の中がどんなに変化しようとも、人が人のことを尊び、人のために行動することは、不変であると考えます。今後とも、人権教育に関する取組を通して、子供たちが人権に関わる学びを習得し、行動に結び付くような教育を一層進めてまいります。

さらに、特別支援教育の推進も重要な課題です。本校には、聞こえに関する通級指導学級がありますが、今年度からは新たに、特別支援教室も開室します。一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や支援を、スクールカウンセラーをはじめ、外部機関とも連携しながら、全校体制で取り組んでまいります。

一方、本校の校内体制をみると、多くの教員が入れ替わり、若い先生方の割合も高くなっています。そのため、将来の教育を牽引する教員の育成を行いながら、安定した学校経営を行うことも重要な課題となっています。

最後に、「不易と流行」という言葉がありますが、私は、いつまでも変化しない本質的なものを大切にしながら、新しいものを柔軟に取り入れていくことが、これからの教育にとって、必要であると考えます。これまで、歴代の校長先生や教職員の方々をはじめ、保護者や地域の方々でつくりあげてきた、本校の連綿と続く歴史を重く受け止めるとともに、子供たちが未来に向かって大きく羽ばたくための教育を、保護者や地域の方々のご支援をいただきながら、取り組んでいく所存です。

2 目指す学校

(1) 教育目標

- 自立 「よく考える人になろう」
勤労 「すすんで働く人になろう」
協調 「ともにたすけあう人になろう」

(2) 教育目標の達成に向けた各学年の重点目標

教育目標	第1学年	第2学年	第3学年
自立:よく考える人になろう	根拠に基づき論理的に考えることができる。	多角的・多面的な視点で考えることができる。	自ら課題を発見し、解決に向けて考えることができる。
勤労:すすんで働く人になろう	自分について知り、よい点を見付けることができる。	自分の将来や職業に関心をもつことができる。	自分の進路を選択し、切り拓くことができる。
協調:ともにたすけあう人になろう	積極的にあいさつをすることができる。	感謝の気持ちをもって人と接することができる。	相手の立場に立って行動することができる。

(3) 目指す生徒像

- ① 生涯にわたって、主体的に学び続けることができる生徒
- ② 夢や理想の実現に向け、努力を惜しまない生徒
- ③ 自他を大切にし、進んで人のために行動できる生徒

(4) 目指す教師像

- ① 生徒を認め、生徒と共に学び続けることのできる教師
- ② 生徒の自己実現を支援できる教師
- ③ 生徒の心に寄り添うことのできる教師
- ④ 教育公務員としての自覚をもって、職務を遂行する教師

(5) 目指す学校像

- ① 生徒の笑顔にあふれ、明日も登校したくなる学校
- ② 保護者にとって、安心して子供を登校させることのできる学校
- ③ 地域とともに歩み、協力を得られる学校
- ④ 「チーム」として、迅速に課題を解決する学校

3 中期経営目標と具体的方策

(1) 生涯にわたって、主体的に学び続けることができる生徒の育成（自立）

- ① 各教科等において育成すべき資質・能力の内容を明確化する。
- ② 基礎・基本の定着を図るとともに、次期学習指導要領の趣旨を実現するための授業を展開する。
- ③ 家庭学習の定着と主体的な学習態度を育成するための取組を強化する。
- ④ 体力向上と健康づくりに向けた取組を推進する。

(2) 夢や理想の実現に向け、努力を惜しまない生徒の育成（勤労）

- ① 生徒の自己実現を支援する校内体制を確立する。
- ② 健全な職業観・勤労観を育むとともに、社会貢献意識を向上させるためのキャリア教育を推進する。

- ③ 生徒会活動や部活動など、生徒の自主的活動を活性化させる。
- ④ 生涯を通して、安全な生活を送る基礎を培う。
- ⑤ 自ら進んで、安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質・能力を養う。

(3) 自他を大切に、進んで人のために行動できる生徒の育成（協調）

- ① 人権尊重を視点に、生徒の学校生活の安定と心の伸長を図るための指導を行う。
- ② 平成22年度に生徒会が作成した「思いやり宣言」を継承し、常に意識させる指導を行う。
- ③ 道徳教育の推進に努めるとともに、「特別の教科 道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育成する。
- ④ 基本的な生活習慣を身に付けさせ、社会性・規範意識を育成する。

(4) 生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいような信頼感ある学校づくり

- ① 保護者、地域社会から信頼され、「チーム」として迅速に課題を解決する。
- ② 人材育成を図るためのOJT体制を確立する。
- ③ 教育公務員及び組織の一員としての自覚をもって、職務を遂行させる。

4 平成31年度の達成目標と主な具体的方策

(1) 「生涯にわたって、主体的に学び続けることができる生徒の育成」に向けて

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ア 1単位時間のねらいやその時間に身に付けるべき力を明確化する。
 - イ 教えて考えさせ、考えたことを豊かに表現する場面を授業に位置付ける。
 - ウ 「個に応じた指導と評価」の視点に立った、個別指導を一層進める。
- ② 家庭学習の定着
 - ア 家庭学習の定着を図るための指導を、全学年で重点的に実施する。
 - イ 教科、学年、分掌が連携して、日々の予習・復習の状況を把握し指導に生かす。
- ③ オリンピック・パラリンピック教育や食育等の推進
 - ア 保健体育の授業を中心に、4つのテーマ・アクションを踏まえた取組を進める。
 - イ 栄養士との連携を図り、日常の給食指導を通して食についての関心をもたせる。

(2) 「夢や理想の実現に向け、努力を惜しまない生徒の育成」に向けて

- ① 自己肯定感の高揚に向けた教育活動の推進
 - ア 全校生徒が本校生徒であることに誇りを持ち、自らの自信につなげることができる指導を、全教育活動を通して行う。
 - イ 学ぶことと自己の将来とのつながり、今学んでいることが将来どのような職業に結び付くのかを意識させた授業づくりを行う。
- ② 社会参画意識の向上に向けた体験活動等の充実
 - ア 自分は人のために役立っているということを実感させるような体験活動やボランティア活動を行う。
 - イ 社会性や公共性を培うための生徒会活動、委員会活動、部活動を行う。
- ③ 安全教育（生活安全、交通安全、災害安全）に関わる教育活動の推進
 - ア 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、回避する能力や地域社会の安全に役立つとする安全指導を実施する。
 - イ 「3.11を忘れない」や「地震の手引き」等を活用した安全指導を、年間を通して実施する。

(3) 「自他を大切にし、進んで人のために行動できる生徒の育成」に向けて

① 人権教育の推進

- ア 人権尊重教育推進校として、普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組を、小中一貫教育の中で一層充実させる。
- イ 一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての存在感を深める。
- ウ 学級における人権上の課題の解決を図り、望ましい人間関係を育成する。

② 道徳教育の推進

- ア 生徒が心情を深めるとともに、深く物事を考え議論する場として、「特別の教科 道徳」の授業を進める。
- イ 人権教育との調和を図りながら、全教育活動を通して道徳教育を進める。

③ 生活指導及び教育相談の充実

- ア いじめや不登校等の未然防止に向けた指導を徹底する。
- イ 教育相談活動を一層充実させ、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活臨時支援員等との具体的な連携を強化する。

(4) 「生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいような信頼感ある学校づくり」に向けて

① 校内組織の充実と活性化

- ア 学校運営の効率化や活性化を図るため、運営委員会を核に、事案決定と組織的な運営を行う。
- イ 特別支援教育（難聴学級、特別支援教室）においては、関係諸機関と連携しながら、合理的配慮に基づいた校内の指導・支援体制を確立する。

② OJT体制の確立

- ア 東京都教育委員会が策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づいて、意図的・計画的な人材育成を行う。
- イ 若手教諭のキャリアアップへの意識付けを図り、実務経験を通じた育成を早期から行う。

③ 服務事故の根絶に向けた組織的な取組の強化

- ア 教育公務員の自覚に基づき、生徒、保護者、地域の信頼を失うことがないように、厳正な態度で勤務する。
- イ 服務事故の根絶に向けて、以下の内容についての研修会等をあらゆる機会を設けて実施する。
 - ・ 個人情報適切な管理等
 - ・ 体罰、不適切な指導、言動等の禁止
 - ・ 自家用車通勤等の禁止、交通事故の防止
 - ・ 飲酒に伴う不適切な行為の防止等
 - ・ 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント等の禁止
 - ・ 私的なメール、SNS等の禁止
 - ・ パーソナルコンピュータの適正な利用
 - ・ 利害関係者との不適切な接触等の禁止等
 - ・ 会計事故の防止
 - ・ 児童・生徒等の模範となる身だしなみ等
 - ・ 障害者差別の禁止等
 - ・ パワー・ハラスメント（パワハラ）の防止